# 3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成25年度)

towards also are	認定者総数		1 平成25年度に研修を受けた者 2 研修受講予定者のう					(単位:人) 3 平成26年度からの				
都道府県 指定都市	(1+2+3)	うち、平成25年 度新規認定者		(1)現場 復帰	(2)依願 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その 他	ち、認定後、研修を受 講することなく別の措 置等がなされた者	研修対象者
1 北海道	8	(4)	4	2					2			4
2 青森県	2	(4)	1	0	1						1	4
3 岩手県 4 宮城県	<u>6</u> 1	(4) (1)	2	2								4
5 秋田県		(1)										1
6 山形県												
7 福島県 8 茨城県	1	(1)										1
8 次	1		1		1							
10 群馬県	3	(1)	2	1	1							1
11 埼玉県	2	(1)	1		1			-				1
12 千葉県 13 東京都	7	(1)	<u>1</u> 3						3	1	1	3
14 神奈川県		(3)							<u> </u>		1	<u> </u>
15 新潟県												
16 富山県	1	(0)	1			1						
17 石川県 18 福井県	8	(6)	2	2								6
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県	1	(1)										1
21 岐阜県												
22 静岡県 23 愛知県	7	(3)	5	1	1		2		1		1	1
24 三重県	7	(2)	4	4							1	2
25 滋賀県	4	(2)	2		1				1			2
26 京都府 27 大阪府	1 9	(4)	7	4	1				2		1	2
28 兵庫県	2	(1)	1	1 1	1							1
29 奈良県	3	7.17	3	2	1							
30 和歌山県	1		1	1								
31 鳥取県 32 島根県												
33 岡山県	6	(5)	4	3					1			2
34 広島県	1			3							1	
35 山口県	3	(1)	2	1						1		1
36 徳島県 37 香川県	$\frac{1}{2}$	(1)	1			1					1	1
38 愛媛県	4	(3)	3		2	1			1			1
39 髙知県	5	(1)	2		2						2	1
40 福岡県	4	(1)	3						2	1		1
41 佐賀県 42 長崎県												
43 熊本県	6	(3)	3	3						-		3
44 大分県		7-7										
45 宮崎県												
46 鹿児島県 47 沖縄県												
48 札幌市												
49 仙台市	4	(2)	2	2								2
50 さいたま市												
51 千葉市 52 川崎市												
53 横浜市	2	(1)	2	1					1			
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市 57 浜松市	3	(2)	1		1							2
58 名古屋市	4	(2)	3	2					1			1
59 京都市	2	(0)	4	1	0						-	1
60 大阪市 61 堺市	6	(2) (1)	4 1	1	2 1		1				1	1
62 神戸市	2	(1)	1	1	1	<b></b>		<u> </u>	<b></b>			1
63 岡山市												
64 広島市	1	(1)	1	1				1				1
65 北九州市 66 福岡市	3	(1)	2	1				1				1
67 熊本市												<u> </u>
e 計	137	(64)	77	37	16	2	3	1	15	3	10	50
(参考)平成24年度合計	149	(69)	94	42	20	1	4	0	24	3	8	47
(参考)平成23年度合計	168	(73)	108	48	24	3	8	1	20	4	7	53

<sup>(</sup>注1)「(7)その他」の内訳・・・死亡退職:2人、病気による研修中止:1人

<sup>(</sup>注2)「2」は、平成25年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、依願退職:7名、病気休職:3名

<sup>(</sup>注3)「3 平成26年度からの研修対象者」とは、平成25年度に認定され、平成26年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。

## 3-1-2. 指導が不適切な教員の認定者の状況(平成25年度)

#### (1)学校種別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
小学校	70人	335,236人	0.021%
中学校	32人	200,061人	0.016%
高等学校	23人	158,151人	0.015%
中等教育学校	0人	1,252人	0.000%
特別支援学校	12人	70,201人	0.017%
計	137人	764,901人	0.018%

<sup>(</sup>注)在職者数は、教諭、助教諭及び講師の数(平成25年度学校基本調査より)

#### (2)性別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
男 性	96人	364,699人	0.026%
女 性	41人	400,202人	0.010%
計	137人	764,901人	0.018%

<sup>(</sup>注)在職者数は、教諭、助教諭及び講師の数(平成25年度学校基本調査より)

### (3)年代別

	不適切教員数A	本務教員数B	A/B
20代	10人	94,655人	0.011%
30代	25人	178,419人	0.014%
40代	53人	248,248人	0.021%
50代以上	49人	236,963人	0.021%
計	137人	758,285人	0.018%

<sup>(</sup>注1)本務教員数は、校長、副校長及び教頭を除く教員数(平成22年度学校教員統計調査より) (注2)A/Bの分母は平成22年度のものであり、参考数値